

# 「都市の魅力向上にむけた若年層の意識及び消費動向等調査業務」

## 企画提案募集要領

### 1 業務の目的

神戸市は市町村魅力度ランキング（地域ブランド調査 2019、株式会社ブランド総合研究所）で全国5位に位置するなど、全国的に良好なイメージを形成していると考えられる一方で、評価されている内容については「おしゃれ」「洗練されている」など漠然としがちである。

「おしゃれ」というイメージは、神戸市が開港以来国際港湾都市として発展してきたことによる、海外からの刺激を受けた文化や産業の興盛、あるいは街並みといった複数の要素によって形成されていると想定されるが、グローバル化や情報化が進む現在、こうした観点における地域差は小さくなってきており、特に若者を中心に、居住者や来訪者を本市に惹きつける魅力を改めて検討する必要がある。

新型コロナウイルス感染症収束後の神戸経済の再活性化と地域の元気づくりも見据え、国内外の若年層を対象に、ライフスタイルに関する意識及び消費傾向、繁華街への訪問目的等を調査し、若年層がショッピングやサービス消費を楽しめる魅力的な街づくりや都市ブランディングへの示唆を得て、神戸市に若年層の人口を惹きつける施策につなげる。

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務名

都市の魅力向上にむけた若年層の意識及び消費動向等調査業務

#### (2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 委託契約期間

契約締結日から令和3年2月26日まで

#### (4) 委託金額の上限

8,000,000円（消費税・地方消費税含む）

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### (3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 応募者資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団でないこと。また、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力でないこと。
- (8) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。

#### 5 事業者選定スケジュール

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| (1) 応募書類等の配布：           | 令和2年4月27日（月曜）         |
| (2) 応募登録申込及び質問受付締切：     | 令和2年5月18日（月曜）17時30分   |
| (3) 参加資格決定通知及び質問に対する回答： | 令和2年5月20日（水曜）予定       |
| (4) 企画提案書の提出期限：         | 令和2年5月29日（金曜）17時30分必着 |
| (5) 提案審査会：              | 令和2年6月上旬予定            |
| (6) 選定結果通知：             | 令和2年6月上旬予定            |
| (7) 契約締結：               | 令和2年6月中旬予定            |

#### 6 応募書類の配布

- (1) 配布期間  
令和2年4月27日（月曜）～令和2年5月29日（金曜）まで
- (2) 配布場所  
神戸市ホームページに掲載
- (3) 配布書類
  - ①企画提案募集要領（本書）
  - ②仕様書
  - ③各種様式（様式1号～9号）

#### 7 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知
  - ア 受付期間  
令和2年4月27日（月曜）から令和2年5月18日（月曜）  
17時30分まで  
（郵送による。なお、期限内に到達しないことが見込まれる場合に

は、代表者印押印済みの書類のスキャンデータをEメールにて期限内に提出しておくこと。)

- イ 提出書類 様式1号及び2号の通り
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出場所 企画調整局企画課政策調査係
- オ 参加資格決定通知 令和2年5月20日(水曜)までにEメールにより通知予定

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和2年4月27日(月曜)から令和2年5月18日(月曜)17時30分まで
- イ 提出方法 様式3号に記載の上、Eメール等により「11 問い合わせ先」まで提出
- ウ 回答方法 参加者全者に対し、令和2年5月20日(水曜)までにEメールにより回答予定

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和2年5月29日(金曜)(必着)  
(郵送による。なお、企画提案書については、あわせてPDFファイル等をEメールにて提出すること)
- イ 提出書類 ①企画提案書提出書(様式4号)  
②企画提案書(参考様式5号、様式自由)  
③見積書(様式自由)  
④業務実績調書(様式6号)  
⑤業務実施体制表(様式7号)  
⑥予定スタッフの経歴・従事業務調書(様式8号)  
⑦法人・団体概要がわかる資料(様式自由)  
⑧その他補足資料(任意、様式自由)
- ウ 提出部数 紙(正本1部、副本6部)及び提案書の電子データ(PDFファイル等)
- エ 提出場所 企画調整局企画課政策調査係

## 8 選定に関する事項

(1) 提案審査会

- ア 実施時期 令和2年6月上旬に神戸市役所内にて実施予定  
(※開催形式含め、応募者に別途連絡)
- イ 選定方法 ①提案審査会委員は、応募者が企画提案書に基づき行うプレゼンテーションの内容に対する審査を行う。  
②審査委員は、以下の評価基準に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点が最も高い応募者を、委託候補者とする。  
※ただし、合計点が50点未満の場合は委託候補者として選定しない。

評価項目				点数
①	実施内容	調査業務に関する提案内容	基本方針及び提案内容全般が、本業務内容を理解した上で、独自の工夫を取り入れたものになっているか	20点
			調査対象が具体的かつ確実性があり、業務の目的を達成するにあたり効果的に設定されているか	20点
			調査項目は業務の目的を達成するにあたり十分かつ適切な内容か	20点
			調査のサンプル数はエビデンスとなりうる十分なものとなっているか	15点
			業務スケジュールは適切か	5点
②	実施体制	人員及び実績	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。また、十分な経験と実績を有しているか	10点
③	業務費用	見積金額	提案内容に対して見積金額は適切か	10点
合計				100点

ウ 評価点 審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、「実施内容（調査業務に関する提案内容）」の合計点数が高い者を委託候補者とする。

## (2) 選考結果の通知

令和2年6月上旬を目途に、全ての応募者に結果を通知するとともに、神戸市ホームページ上で公表する。

## 9 契約の締結

「8（1）提案審査会」における最優秀提案者と契約締結の協議を行う。（最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。）

契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。

契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に従って本業務を遂行するものとする。

- ①企画提案書作成に関する質問回答
- ②仕様書
- ③企画提案書等

ただし、①又は②の記載と③の記載との間に齟齬がある場合、原則として①又は②の記載を優先するが、事業者提案等に記載された内容が募集要項に記載された水準を上回るときは、その限度で事業者提案の記載が募集要項の記載に優先するものとする。

なお、同一順位の書類間に齟齬がある場合には、本市が事前に事業者と協議した上で、その優先関係を判断する。

## 10 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。

- (3) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等かたの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (7) 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（参考様式9号）」を「11 問い合わせ先」まで持参又は郵送にて提出すること。

## 11 問い合わせ先

神戸市企画調整局企画課 杉山、阿部

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 市役所1号館12階

電話：078-322-6964 FAX：078-322-0323 E-mail：[tokku@office.city.kobe.lg.jp](mailto:tokku@office.city.kobe.lg.jp)